

旅 費 規 程

(旅費の支給)

第1条 当支部税理士会員（以下「会員」という）が当支部の用務のため出張する場合は、この規程により旅費（車賃及び日当）を支給する。

(出張の種類)

第2条 出張の種類は、管内出張及び管外出張とする。

- 2 管内出張とは、当支部管内（徳山税務署管轄区域内）の用務地への出張をいう。
- 3 管外出張とは、前項に定める区域外の用務地への出張をいう。
- 4 用務地が複数にわたる場合は、最遠地の用務地によるものとし、これらを一つの出張とみなす。

(管内出張旅費)

第3条 管内出張の場合は、車賃及び日当を支給する。

- 2 車賃の額は、その路程にかかわらず用務地までの1往復につき1,000円とする。
- 3 日当の額は1日につき2,000円とする。

(管外出張旅費)

第4条 管外出張の旅費は、「中国税理士会旅費規程」に準じてこれを支給する。

(特別支給)

第5条 支部長が特別の事情があると認めた場合は、この規程にかかわらず特別の旅費を支給することができる。

(支給停止)

第6条 支部長が本規程の適用が不相当と認めた場合は、この規程にかかわらず旅費等の一部または全部の支給を停止することができる。

(適用除外)

第7条 同一の出張に対し、他の団体等から旅費又は謝金等の支給を受ける場合は、この規程を適用しない。

(準用)

第8条 会員以外の者に、当支部の用務のための出張を依頼する場合は、この規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は昭和60年4月1日より施行する。(昭和60年4月1日)
- 2 この規程の改正は、平成13年12月14日から施行する。(平成13年12月14日)